【提案資料】

災害応急対応等派遣手当の改正について

１．概要

「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正する。

改正後	改正前
日額 1,440 円 ※ただし、以下（１）～（３）の業務に従事した場合、最も高い金額を適用する。 （１）災害対策基本法第 63 条第１項に規定する警戒区域その他これに類する地域において対象業務に従事した場合　日額 2,880 円 （２）日没から日出までの期間に屋外において対象業務に従事した場合　日額 2,160 円 （３）深夜に対象業務に従事した場合　日額 2,160 円	日額 1,080 円 ※ただし、以下（１）～（３）の業務に従事した場合、最も高い金額を適用する。 （１）災害対策基本法第 63 条第１項に規定する警戒区域その他これに類する地域において対象業務に従事した場合　日額 2,160 円 （２）日没から日出までの期間に屋外において対象業務に従事した場合　日額 1,620 円 （３）深夜に対象業務に従事した場合　日額 1,620 円

２．実施時期

2026 年４月１日（遡及適用）